

## 日本歯科医学教育学会 機関会員委員会に関する細則

第1条 機関会員委員会は、日本歯科医学教育学会（以下「本会」という。）会則第24条に基づくものであり、機関の代表者としての歯科大学長又は歯学部長及び歯科医師臨床研修施設等の代表者（以下「機関代表者」という。）並びに常任理事をもって組織する。

2 機関代表者は、所属する機関における歯科大学長又は歯学部長及び歯科医師臨床研修施設等の代表者の任期満了等の時点で、後任の者と交代する。

3 機関代表者は正会員とし、本会会則第4条及び第8条により、入会金及び年会費を納入する。

第2条 機関会員委員会は、本会機関会員の声を集約して、歯科医学教育の諸問題を研究・討議し、さらに、各加入機関会員に歯科医学教育に関わる情報を提供する。

2 加入機関は、本会機関誌「日本歯科医学教育学会雑誌」を提供されるとともに、本会主催の研修会等の出席にあたり、特典等を受けることができる。

第3条 機関会員委員会は、毎年、学術大会・総会の開催時に委員長（本会会則第19条第7号に則り、会長指名による。）がこれを召集、開催する。ただし、必要に応じて時期を変更、また、臨時に開催することができる。

2 機関代表者が出席できない場合には、当該機関代表者の申し出により、当該機関に所属する本会会員のうちから代理人の出席を認める。

第4条 委員長は、委員会の議題をその都度提示し、また、議長となり委員会を運用する。

第5条 機関会員委員会の協議事項は、常任理事会において報告あるいは審議する。

2 本委員会の会務事項は、本会会則第24条に則り、毎年総会に報告することとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成10年7月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年7月6日から施行する。